

# 資料 6

「楽しいまちづくり」～これまでの議論、委員提案・ヒアリング・アンケート等で示された課題領域の整理～

分野	課題（委員提案、ヒアリング、事業者アンケート）	規制の根拠	政策提言（予算関連除く）
1 公共空間（道路・公園、河川）での催事・営業など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路におけるレーザー光の利用制限</li> <li>② 歩行者天国が東京より少ない</li> <li>③ 公園の利活用</li> <li>④ 特別史跡で、大規模な土産店や商業施設は認められない</li> <li>⑤ 道路区域を利用した工事場を芸術家の発表の場などに活用すべき</li> <li>⑥ 自転車レースや、自転車レーンの整備により自転車をもっと活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路交通法、施行規則、広告の場合別途あり。</li> <li>② 道路交通法の道路使用許可（77条4項）</li> <li>③ 都市公園法</li> <li>④ 文化財保護法 125 条</li> <li>⑤ 道路交通法道路占用許可</li> <li>⑥ 道路交通法、自転車レーン：公安委員会が車両通行帯（自転車レーン）の交通規制を実施し、規制標識及び規制標示を設置することにより、自転車走行空間の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うめきた板壁絵画通り</li> <li>・道路使用等のワンストップ窓口</li> <li>・大阪イベントコミッション（イベントの窓口及び手続情報一元化）</li> </ul>
2 広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公道でのスポンサー露出の規制</li> <li>・道路でのサンプリング練り歩き</li> <li>・社会実験による広告掲出には審議会の審議が必要</li> <li>・道路上の広告制限（海外では当たり前前であるが日本では制限）</li> <li>・御堂筋で点滅広告不可</li> <li>・四ツ橋筋で窓面利用の広告物は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外広告物法：屋外広告物法で府県条例で規定。許可地域、禁止地域を条例で定める（国交省が条例ガイドラインを制定）</li> <li>○府市の屋外広告物条例・・・許可区域、禁止区域等を指定</li> <li>○道路法：道路占用許可</li> <li>○道路交通法の道路使用許可</li> <li>○消防法（アドバルーンで水素ガスを充てんする気球の設置届）、</li> <li>○建築基準法 工作物が4メートル以上の高さの場合工作物確認</li> <li>○建築美観誘導基準（御堂筋：点滅広告は原則として設置しない。四ツ橋：窓面利用の広告物不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政窓口毎に異なる手続関係ルール統一</li> <li>・エリアマネジメントとしての広告活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告を出すのに「税」がかかると理解されている。</li> <li>・海外と異なり、広告を奨励する規定がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物許可手続きの手数料（手数料条例）</li> </ul>	
3 エンターテイメントを楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンスクラブ規制</li> <li>・風俗業の時間制限</li> <li>・交通機関の終電が早すぎる。</li> <li>・劇場や文化施設が海外に比較して早い。</li> <li>・芸術文化活動の外国人の滞在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンスクラブ：風俗営業法第2条、</li> <li>・時間：風営法第2条</li> <li>・入管法による芸術・芸能活動の在留資格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の終電</li> <li>・劇場・文化施設等の夜間開催</li> </ul>

改革の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間の民への開放</li> <li>・年間を通じて様々なフェスティバルが開催できるように、公共空間を民間が大胆に利活用できるようにするべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広告」の価値観変更</li> <li>・広告を美観を損なう悪しきものから、美観や楽しさ・賑わいを伴う広告を創造する。</li> <li>・エリアマネジメント広告（地域の美化やにぎわいづくりの原資とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人も 24 時間滞在を楽しめるためにも、ナイトカルチャー・ナイトライフの充実を図る。</li> </ul>

4 カジノを含む統合型リゾート、MICE	<ul style="list-style-type: none"> <li>① カジノが日本では認められない</li> <li>② e-Sports（操作に高度な技能が必要となる対戦型ビデオゲームを用いた競技）を利用した賭博推進</li> <li>③ 見本市会場をフリーポートにすべき（企業が見本市出展を行う際の関税の面倒な手続き）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ②賭博に関する罪（刑法）</li> <li>(3) 関税定率法、関税法</li> </ul>	
5 風情・魅力ある施設の旅館活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町屋や歴史的建造物では旅館業許可が取れない。</li> </ul>	旅館業法、旅館業法施行条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEBの予約システムに掲載し海外へアピール</li> </ul>
6 インバウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通訳案内士が供給が足りなく、有名無実</li> <li>② 貸し切りバス運行時間制限</li> <li>③ 旅行代金の消費税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通訳案内士法3条ほか（総合特区で特区内では通訳案内士でなくても有償通訳をできる）</li> <li>② 厚労省告示</li> <li>③ 消費税法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型ツアー（例：osaka 旅メガネツアー）拡充</li> </ul>
7 文化・芸術振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公営住宅では、基本的にはアトリエ付き住宅は設置できない。</li> <li>② 文化施設の集積をもっと促進すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公営住宅法27条で原則的に居住の用以外にその用途は禁止</li> </ul>	<p>特定地域への文化施設の集積（堺屋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定区域を文化施設に、公立施設の名称を与え、設置者の名称を冠する。公共用地を無償貸与できる。</li> </ul>
8 エンターテイメント事業者・興業者の円滑な事業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 少量危険物貯蔵がその都度届出</li> <li>② 花火等の際、都度届出の煩雑さ</li> <li>③ 乾燥設備の届出（家庭用機器でも業務で使用するなら届出要）</li> <li>④ 電気用品のPSEマーク（高機能の海外製品を使用する場合PSEマーク取得が必要）</li> <li>⑤ 酒類販売、食品屋外販売（種類は予め定められたところのみ、店舗ごとに認める。屋外食品販売の制限）</li> <li>⑥ 船舶の航行許可（特定水面の許可を得ても、船の変更や操縦人員を変える場合申請が必要）</li> <li>⑦ 夜間航行の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防法、市火災予防条例（60条第1項）、施行規則</li> <li>② 消防法、火薬取締法、火災予防条例</li> <li>③ 消防法、火災予防条例57条、施行規則6条</li> <li>④ 電気用品安全法に関する解釈・ツーリストモデルに関する例外承認制度</li> <li>⑤ 酒税法、食品安全法</li> <li>⑥ 船舶安全法、船舶職員法</li> <li>⑦ 海上交通安全法</li> </ul>	

わが国の経済に大きなインパクトを与えるとともに、インバウンドにも有効な統合型リゾートと併せて我が国のMICE機能を強化する。

日本的風情や、魅力ある歴史的建造物を旅館としての活用

・安全に配慮しつつ、インバウンド受入需要に対応できる供給体制の確保

大阪における文化・芸術の活性化

・安全に留意しつつ、興業やエンターテイメント事業に必須の調達や、サービス提供を円滑に行い、サービスを向上

### 大阪の楽しさを際立たせる具体的アクション（プロジェクト）のたたき台

- ・委員からの提案、ヒアリング、事業者アンケートで得られた課題領域を踏まえて、他地域と比較して大阪を際立って「楽しく」するため、ピンポイント的に具体的アクション（プロジェクト）として提案
- ・地域特定、イベントの機会、ハード整備の機会などをとらえる。

<例示>

プロジェクト名	実施アクション例	備考
御堂筋リノベーションプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上や沿道の広告緩和</li> <li>・歩行者天国</li> <li>・心齋橋・ナンバをエリアマネジメントで「タイムズスクエア」へ</li> <li>・高度人材等のチャレンジ</li> </ul>	御堂筋周辺をリノベーションし、ビジネス街・御堂筋に東京の丸ノ内・銀座等を凌ぐ「楽しさ」を
都心の水辺楽しさ（水の都市軸）プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道頓堀プール</li> <li>・水上交通の利便</li> </ul>	東京と異なり中心部に水辺があるという大阪の特色を際立たせ、水辺をより一層「楽しくする」
アーティストサポート・プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共住宅でのアトリエ設置</li> <li>・うめきた工事堀でのアート活動開放</li> </ul>	NY のソーホーをイメージしそれに相応しい芸術家を誘致・育成するエリアを実現
「外国人おもてなし」プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンスクラブ営業の緩和によるナイトアミューズメント提供</li> <li>・町屋や歴史的建造物に宿泊</li> <li>・外国語ガイド充実（通訳案内業によらない有償ガイド）</li> <li>・カジノを含む統合型リゾートの整備</li> </ul>	東京五輪をにらみ、ナイトライフの充実等により外国人が「楽しめる」エリアを実現
パークマネジメントプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園のマネジメントを改革（例えば BID での活用）</li> <li>・公園の特色づけ 例）大人が楽しめる「中之島エリア」</li> </ul>	公園の管理・保全から、イベント開催など利活用を促進することにより、より一層「楽しめる」公園を実現